

東宝株式会社

代表取締役社長 高井 英幸 様

京都市長 榎 本 頼 兼

大規模小売店舗立地法による届出に対する市の意見について（通知）

平成18年6月30日付けで届出のあった大規模小売店舗について，大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）の規定により，下記のとおり通知します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）京宝ビル

京都市中京区河原町通三条下ル大黒町58

2 法第8条第4項の規定による市の意見について

現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに，大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成17年経済産業省告示 第85号）（以下「指針」という。）を勘案し，届出書類を総合的に検討したところ，当該大規模小売店舗の出店による周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断し，市は意見を有しないものとしてします。

3 附帯意見

駐車場については，店舗から離れた距離にあるため，適切な誘導が望まれます。また，来店車両が集中しないためにも公共交通機関利用促進に努めることが望まれます。

駐輪場については，交通整理員の配置等により店舗敷地内へ円滑に誘導する対策を講じることが望まれます。

荷さばき施設については，人通りの多い立地条件を考慮し，歩行者の安全に配慮した荷さばき車両の入出庫を行うとともに，早朝の荷さばき作業については周辺環境への配慮が望まれます。

意見理由

1 現在の状況（立地状況等）

当該商業施設の建設予定地は、都市計画法上の商業地域に位置している。

周辺の状況は、北側に店舗、東側に河原町通を隔てて商業施設、西側は商業施設及び道路を隔てて空き地があり、南側は道路を隔てて駐車場と店舗が立地している。

また、当該店舗が立地しているこの地域は、京都市が「歩くまち・京都」の実現を目指し、徒歩と公共交通を基本とした移動を実現すべき地域として、都市のにぎわいと活性化を図るため、歩行者、自転車及び公共交通の利便性の向上を目指している地域である。

2 説明会の状況

法第7条第1項の規定に基づき開催された説明会において、出店者や施設規模についての質問や、駐輪場設置及び運用等についての質問が出された。

3 意見書

法第8条第2項の規定により提出された意見はなかった。

4 市の見解

指針に基づき、今回の出店計画を検討した。

（1）駐車場及び来店客の経路設定について

駐車場の配置については、自動車交通量や歩行者の通行も多い立地条件から、敷地内に駐車場を設置することが難しいため隔地の御池地下駐車場に設けている。しかし、店舗から離れた距離にあるため、適切な誘導が望まれる。

駐車場の設置（収容台数）については、現在の利用状況を勘案すると公共駐車場ではあるが、指針台数の駐車は可能であると考えられ、法の趣旨からは適正であり、周辺環境に与える影響は少ないと考える。しかし、来店車両が集中しないためにも公共交通機関利用促進に努めることが望まれる。

（2）駐輪場について

駐輪場の設置（収容台数）については、京都市自転車等放置防止条例に基づく付置義務台数を確保しており、収容台数に不足が生じる恐れは少ないと考える。しかし、店舗周辺への駐輪が懸念されることから、交通整理員の配置等により店舗敷地内へ円滑に誘導する対策を講じることが望まれる。

（3）荷さばき施設について

荷さばき施設については、歩行者等通行量の多い時間帯に集中しない等、運営計画について適正な配慮がなされており、周辺の地域の生活や事業活動に与える影響は少ないと判断される。しかし、人通りの多い立地条件を考慮し、歩行者の安全に配慮した荷さばき車両の入出庫を行うとともに、早朝の荷さばき作業については周辺環境への配慮が望まれる。

(4) 騒音について

計画地及びその周辺は、商業地域であり、騒音についての等価騒音レベルの予測においては、基準値を下回っているが、夜間における最大値が店舗西側では規制基準値を上回っている。しかし、隣地との協議を踏まえ、遮音効果のある壁の設置等の対策を講じる旨を表明していることから周辺環境に与える影響は少ないと判断される。

(5) 廃棄物等の保管施設及びリサイクルについて

廃棄物等の保管施設については、指針に基づく予測によれば、計画の廃棄物保管施設容量で対応可能であると考えられる。施設配置、運営計画、車両経路、リサイクル等についても適正な配慮がなされており、周辺的生活環境への影響は少ないと判断される。

(6) 防災、防犯対策への協力及び街並みづくり等への配慮等について

防災対策への協力については、関係機関から要請があった場合、協力する旨の意思表示がなされている。

また、防犯及び青少年の非行防止のために、死角のない施設計画とする旨を表明している。

そのほか、屋外照明等は周辺へ配慮した明るさや方向にする旨を表明している。

これらのことから、周辺の地域の生活環境に与える影響は少ないと判断される。

なお、店舗が公共空間に向けて音を発することについては、配慮することが望まれる。